

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)									
区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
					経由日数				
公害対策	1 浄化槽工事業者の登録(県内に本店を有する者に係るものを除く。)	浄化槽法(昭和58年法律第43号)第21条第1項	30			建設技術振興課	30		
公害対策	2 浄化槽工事業者の登録(県内に本店を有する者に係るものに限る。)	浄化槽法第21条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(遠野及び千厩土木センターを除く。)	30		
公害対策	3 浄化槽工事業者の登録の更新(県内に本店を有する者に係るものを除く。)	浄化槽法第21条第3項	30			建設技術振興課	30		
公害対策	4 浄化槽工事業者の登録の更新(県内に本店を有する者に係るものに限る。)	浄化槽法第21条第3項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(遠野及び千厩土木センターを除く。)	30		
財務	1 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用又は収益の許可(国土交通大臣の同意を要するもの)	道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例(平成12年岩手県条例第39号)第3条第1項	45			広域振興局土木部(沿岸広域振興局土木部を除く。)	15	国土交通省	30
財務	2 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用又は収益の許可(国土交通大臣の同意を要するものを除く。)	道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例第3条第1項	15			広域振興局土木部(沿岸広域振興局土木部を除く。)	15		
特別措置	1 3ヘクタール未満の優良な宅地の認定	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ	35	市町村	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
特別措置	2 3ヘクタール以上の優良な宅地の認定	租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(5日)	20	都市計画課	20		
特別措置	3 優良な住宅の認定	租税特別措置法第28条の4第3項第6号	35	市町村	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手及び千厩土木センターを除く。)	20		
特別措置	4 3ヘクタール未満の優良な宅地の認定	租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ	35	市町村	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
特別措置	5 3ヘクタール以上の優良な宅地の認定	租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(5日)	20	都市計画課	20		
特別措置	6 優良な住宅の認定	租税特別措置法第31条の2第2項第15号二	35	市町村	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手及び千厩土木センターを除く。)	20		
特別措置	7 3ヘクタール未満の優良な宅地の認定	租税特別措置法第62条の3第4項第14号ハ	35	市町村	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
特別措置	8 3ヘクタール以上の優良な宅地の認定	租税特別措置法第62条の3第4項第14号ハ	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(5日)	20	都市計画課	20		
特別措置	9 優良な住宅の認定	租税特別措置法第62条の3第4項第15号二	35	市町村	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手及び千厩土木センターを除く。)	20		
特別措置	10 3ヘクタール未満の優良な宅地の認定	租税特別措置法第63条第3項第5号イ	35	市町村	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
特別措置	11 3ヘクタール以上の優良な宅地の認定	租税特別措置法第63条第3項第5号イ	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(5日)	20	都市計画課	20		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
特別措置	12 優良な住宅の認定	租税特別措置法第63条第3項第6号	35	市町村	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手及び千厩土木センターを除く。)	20		
特別措置	13 特定民間再開発事業の認定	租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の4第2項	20			都市計画課	20		
特別措置	14 地区外転出事情の認定	租税特別措置法施行令第25条の4第17項	20			都市計画課	20		
採石・砂利採取	1 河川区域における砂利採取計画の認可	砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
採石・砂利採取	2 河川区域における砂利採取計画の変更の認可	砂利採取法第20条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
港湾・倉庫	1 港湾区域内及び港湾隣接区域内の工事等の許可(仮設的なものに限る。)	港湾法(昭和25年法律第218号)第37条第1項	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手土木センターを除く。)	10		
港湾・倉庫	2 港湾区域内及び港湾隣接区域内の工事等の許可(仮設的なものを除く。)	港湾法第37条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手土木センターを除く。)	5	港湾空港課	20		
港湾・倉庫	3 港湾施設利用の許可	岩手県港湾施設管理条例(昭和40年岩手県条例第38号)第7条第1項	5			広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手土木センターを除く。)	5		
港湾・倉庫	4 港湾施設占用の許可	岩手県港湾施設管理条例第8条	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手土木センターを除く。)	15		
港湾・倉庫	5 原状回復免除の承認	岩手県港湾施設管理条例第11条ただし書	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手土木センターを除く。)	5	港湾空港課	20		
港湾・倉庫	6 使用料等の減免	岩手県港湾施設管理条例第13条	18			広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手土木センターを除く。)	18		
港湾・倉庫	7 使用料等の還付	岩手県港湾施設管理条例第14条ただし書	13			広域振興局土木部又は土木部土木センター(岩手土木センターを除く。)	13		
港湾・倉庫	8 人道橋、事務室又は会議室の使用の許可	フェリーターミナル条例(平成30年岩手県条例第37号)第4条第1項	5			沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	5		
港湾・倉庫	9 物品の販売等の許可	フェリーターミナル条例第5条第1項	5			沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	5		
港湾・倉庫	10 原状回復義務免除の承認	フェリーターミナル条例第8条ただし書	25			沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	25		
港湾・倉庫	11 使用料の免除	フェリーターミナル条例第10条	18			沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	18		
港湾・倉庫	12 使用料の還付	フェリーターミナル条例第11条ただし書	13			沿岸広域振興局土木部宮古土木センター	13		
航空	1 空港施設の使用の許可	花巻空港管理条例(昭和38年岩手県条例第43号)第3条第3項	20			花巻空港事務所	20		
航空	2 重量制限の特例の許可	花巻空港管理条例第4条第1項ただし書	25	花巻空港事務所	5	港湾空港課	20		
航空	3 入場票の交付	花巻空港管理条例第7条第1項	20			花巻空港事務所	20		
航空	4 制限区域内における車両運転の許可	花巻空港管理条例第9条第1号	20			花巻空港事務所	20		
航空	5 爆発物等の携帯又は運搬の許可	花巻空港管理条例第10条第2号	20			花巻空港事務所	20		
航空	6 可燃性の液体、ガス等の保管又は運搬の許可	花巻空港管理条例第10条第3号	20			花巻空港事務所	20		
航空	7 裸火使用の許可	花巻空港管理条例第10条第4号	20			花巻空港事務所	20		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
航空	8 工作物の設置等の許可	花巻空港管理条例第11条第1項	20			花巻空港事務所	20		
航空	9 構内営業の許可	花巻空港管理条例第12条第1項	20			花巻空港事務所	20		
航空	10 着陸料等の徴収の時期変更の承認	花巻空港管理条例第16条第3項	20			花巻空港事務所	20		
航空	11 着陸料等の減免	花巻空港管理条例第17条	20			花巻空港事務所	20		
航空	12 占用料の減免	花巻空港管理条例第18条第4項において準用する第17条	20			花巻空港事務所	20		
都市計画	1 土地の試掘等の許可	都市計画法(昭和43年法律第100号)第26条第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	2 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)の許可	都市計画法第29条第1項	35	市町村	15	広域振興局土木部	20		
都市計画	3 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)の許可	都市計画法第29条第1項	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	20		
都市計画	4 市街化調整区域における開発行為の許可(都市計画法第34条第14号に該当する場合に限る。)	都市計画法第29条第1項	83	市町村(15日)及び盛岡広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	60	岩手県開発審査会	3
都市計画	5 市街化調整区域における開発行為の許可(都市計画法第34条第14号に該当する場合を除く。)	都市計画法第29条第1項	40	市町村(15日)及び盛岡広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	20		
都市計画	6 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)の許可	都市計画法第29条第2項	35	市町村	15	広域振興局土木部	20		
都市計画	7 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)の許可	都市計画法第29条第2項	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	20		
都市計画	8 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)の許可	都市計画法第29条第1項又は第2項	35	市町村	15	広域振興局土木部	20		
都市計画	9 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)の許可	都市計画法第29条第1項又は第2項	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	20		
都市計画	10 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)の変更の許可	都市計画法第35条の2第1項	35	市町村	15	広域振興局土木部	20		
都市計画	11 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)の変更の許可	都市計画法第35条の2第1項	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	20		
都市計画	12 市街化調整区域における開発行為の変更の許可(都市計画法第34条第14号に該当する場合に限る。)	都市計画法第35条の2第1項	83	市町村(15日)及び盛岡広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	60	岩手県開発審査会	3
都市計画	13 市街化調整区域における開発行為の変更の許可(都市計画法第34条第14号に該当する場合を除く。)	都市計画法第35条の2第1項	40	市町村(15日)及び盛岡広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	20		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
都市計画	14 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)の変更の許可	都市計画法第35条の2第1項	35	市町村	15	広域振興局土木部	20		
都市計画	15 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)の変更の許可	都市計画法第35条の2第1項	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	20		
都市計画	16 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)の変更の許可	都市計画法第35条の2第1項	35	市町村	15	広域振興局土木部	20		
都市計画	17 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)の変更の許可	都市計画法第35条の2第1項	40	市町村(15日)及び広域振興局土木部(5日)	20	都市計画課	20		
都市計画	18 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する工事完了公告前の建築制限の解除	都市計画法第37条第1号	26	市町村	6	広域振興局土木部	20		
都市計画	19 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する工事完了公告前の建築制限の解除	都市計画法第37条第1号	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	20 市街化調整区域における開発行為に関する工事完了公告前の建築制限の解除	都市計画法第37条第1号	30	市町村(6日)及び盛岡広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	21 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する工事完了公告前の建築制限の解除	都市計画法第37条第1号	26	市町村	6	広域振興局土木部	20		
都市計画	22 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する工事完了公告前の建築制限の解除	都市計画法第37条第1号	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	23 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する工事完了公告前の建築制限の解除	都市計画法第37条第1号	26	市町村	6	広域振興局土木部	20		
都市計画	24 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する工事完了公告前の建築制限の解除	都市計画法第37条第1号	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	25 用途地域の定められていない土地の区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する建ぺい率等の制限の解除に係る許可	都市計画法第41条第2項ただし書	26	市町村	6	広域振興局土木部	20		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
都市計画	26 用途地域の定められていない土地の区域における開発行為(市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する建ぺい率等の制限の解除に係る許可	都市計画法第41条第2項ただし書	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	27 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する予定建築物等以外の建築の許可	都市計画法第42条第1項ただし書	26	市町村	6	広域振興局土木部	20		
都市計画	28 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する予定建築物等以外の建築の許可	都市計画法第42条第1項ただし書	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	29 市街化調整区域における開発行為に関する予定建築物等以外の建築の許可	都市計画法第42条第1項ただし書	30	市町村(6日)及び盛岡広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	30 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する予定建築物等以外の建築の許可	都市計画法第42条第1項ただし書	26	市町村	6	広域振興局土木部	20		
都市計画	31 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する予定建築物等以外の建築の許可	都市計画法第42条第1項ただし書	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	32 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する予定建築物以外の建築の許可	都市計画法第42条第1項ただし書	26	市町村	6	広域振興局土木部	20		
都市計画	33 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する予定建築物以外の建築の許可	都市計画法第42条第1項ただし書	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	34 市街化調整区域内における建築の許可(都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第36条第1項第3号ホに該当する建築物等の場合)	都市計画法第43条第1項本文	73	市町村(6日)及び盛岡広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	60	岩手県開発審査会	3
都市計画	35 市街化調整区域内における建築の許可(都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当する建築物等の場合を除く。)	都市計画法第43条第1項本文	30	市町村(6日)及び盛岡広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	36 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する特定承継の承認	都市計画法第45条	16	市町村	6	広域振興局土木部	10		
都市計画	37 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域又は準都市計画区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する特定承継の承認	都市計画法第45条	20	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	10		
都市計画	38 市街化調整区域における開発行為に関する特定承継の承認	都市計画法第45条	20	市町村(6日)及び盛岡広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	10		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
都市計画	39 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する特定承継の承認	都市計画法第45条	16	市町村	6	広域振興局土木部	10		
都市計画	40 都市計画区域及び準都市計画区域外の区域における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する特定承継の承認	都市計画法第45条	20	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	10		
都市計画	41 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する特定承継の承認	都市計画法第45条	16	市町村	6	広域振興局土木部	10		
都市計画	42 市街化区域、区域区分が定められていない都市計画区域、準都市計画区域又は都市計画区域及び準都市計画区域外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における開発行為(沿岸広域振興局又は県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)に関する特定承継の承認	都市計画法第45条	20	市町村(6日)及び広域振興局土木部(4日)	10	都市計画課	10		
都市計画	43 市街地開発事業等予定区域の都市計画区域内における土地の形質の変更等の許可	都市計画法第52条の2第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	44 施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における土地の形質の変更等の許可	都市計画法第57条の3第1項において準用する第52条の2第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	45 市町村が行う都市計画事業の認可(道路、公園若しくは緑地の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業に限る。)	都市計画法第59条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(千厩土木センターを除く。)	20	用排水施設の管理者等	10
都市計画	46 市町村が行う都市計画事業の認可(道路、公園、緑地若しくは下水道の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業を除く。)	都市計画法第59条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター(千厩土木センターを除く。)	5	都市計画課	20	用排水施設の管理者等	10
都市計画	47 市町村が行う都市計画事業(下水道の整備に関する事業に限る。)の認可	都市計画法第59条第1項及び第4項	20			下水環境課	20		
都市計画	48 特許事業者が行う都市計画事業の認可(道路、公園若しくは緑地の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業に限る。)	都市計画法第59条第4項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(千厩土木センターを除く。)	20	用排水施設の管理者等、関係地方公共団体	10
都市計画	49 特許事業者が行う都市計画事業の認可(道路、公園、緑地若しくは下水道の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業を除く。)	都市計画法第59条第4項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター(千厩土木センターを除く。)	5	都市計画課	20	用排水施設の管理者等、関係地方公共団体	10
都市計画	50 都市計画事業の事業計画の変更の認可(道路、公園若しくは緑地の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業に限る。)	都市計画法第63条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(千厩土木センターを除く。)	20	用排水施設の管理者等	10
都市計画	51 都市計画事業の事業計画の変更の認可(道路、公園、緑地若しくは下水道の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業を除く。)	都市計画法第63条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター(千厩土木センターを除く。)	5	都市計画課	20	用排水施設の管理者等	10
都市計画	52 都市計画事業(下水道の整備に関する事業に限る。)の事業計画の変更の認可	都市計画法第63条第1項	20			下水環境課	20		
都市計画	53 認可に基づく地位の承継の承認(道路、公園若しくは緑地の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業に限る。)	都市計画法第64条第1項	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター(千厩土木センターを除く。)	10		
都市計画	54 認可に基づく地位の承継の承認(道路、公園、緑地若しくは下水道の整備に関する事業又は新住宅市街地開発事業を除く。)	都市計画法第64条第1項	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター(千厩土木センターを除く。)	5	都市計画課	10		
都市計画	55 都市計画事業地内における都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更等の許可	都市計画法第65条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(千厩土木センターを除く。)	20	事業施行者	10

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
都市計画	56 個人施行の認可(土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第76条に該当する場合)	土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第4条第1項	36	市町村	6	都市計画課	30		
都市計画	57 個人施行の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合を除く。)	土地区画整理法第4条第1項	56	市町村	6	都市計画課	30	岩手県農業会議及び土地改良区	20
都市計画	58 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合)	土地区画整理法第10条第1項	36	市町村	6	都市計画課	30		
都市計画	59 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合を除く。)	土地区画整理法第10条第1項	56	市町村	6	都市計画課	30	岩手県農業会議及び土地改良区	20
都市計画	60 施行者変動による規約の認可	土地区画整理法第11条第4項	16	市町村	6	都市計画課	10		
都市計画	61 個人施行の廃止又は終了の認可	土地区画整理法第13条第1項	16	市町村	6	都市計画課	10		
都市計画	62 組合設立の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合)	土地区画整理法第14条第1項	66	市町村	6	都市計画課	60		
都市計画	63 組合設立の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合を除く。)	土地区画整理法第14条第1項	86	市町村	6	都市計画課	60	岩手県農業会議及び土地改良区	20
都市計画	64 定款又は事業計画の変更の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合)	土地区画整理法第39条第1項	66	市町村	6	都市計画課	60		
都市計画	65 定款又は事業計画の変更の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合を除く。)	土地区画整理法第39条第1項	86	市町村	6	都市計画課	60	岩手県農業会議及び土地改良区	20
都市計画	66 賦課金等の滞納処分の認可	土地区画整理法第41条第4項	10			都市計画課	10		
都市計画	67 組合解散の認可	土地区画整理法第45条第2項	21	市町村	6	都市計画課	15		
都市計画	68 決算報告の承認	土地区画整理法第49条	16	市町村	6	都市計画課	10		
都市計画	69 区画整理会社による施行の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合)	土地区画整理法第51条の2第1項	36	市町村	6	都市計画課	30		
都市計画	70 区画整理会社による施行の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合を除く。)	土地区画整理法第51条の2第1項	56	市町村	6	都市計画課	30	岩手県農業会議及び土地改良区	20
都市計画	71 区画整理会社の規準又は事業計画の変更の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合)	土地区画整理法第51条の10第1項	36	市町村	6	都市計画課	30		
都市計画	72 区画整理会社の規準又は事業計画の変更の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合を除く。)	土地区画整理法第51条の10第1項	56	市町村	6	都市計画課	30	岩手県農業会議及び土地改良区	20
都市計画	73 区画整理会社の合併又は事業の譲渡等の認可	土地区画整理法第51条の11第1項	16	市町村	6	都市計画課	10		
都市計画	74 区画整理会社の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可	土地区画整理法第51条の13第1項	16	市町村	6	都市計画課	10		
都市計画	75 事業計画の設計の概要の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合)	土地区画整理法第52条第1項	10			都市計画課	10		
都市計画	76 事業計画の設計の概要の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合を除く。)	土地区画整理法第52条第1項	30			都市計画課	10	岩手県農業会議及び土地改良区	20
都市計画	77 事業計画の設計の概要の変更の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合)	土地区画整理法第55条第12項	10			都市計画課	10		
都市計画	78 事業計画の設計の概要の変更の認可(土地区画整理法施行令第76条に該当する場合を除く。)	土地区画整理法第55条第12項	30			都市計画課	10	岩手県農業会議及び土地改良区	20
都市計画	79 建築行為等の許可	土地区画整理法第76条第1項	30			都市計画課	10	施行者	20
都市計画	80 移転、除却費用の滞納処分の認可	土地区画整理法第78条第4項において準用する第41条第4項	10			都市計画課	10		
都市計画	81 換地計画の認可	土地区画整理法第86条第1項	16	市町村	6	都市計画課	10		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
都市計画	82 換地計画の変更の認可	土地区画整理法第97条第1項	16	市町村	6	都市計画課	10		
都市計画	83 徴収清算金等の滞納処分の認可	土地区画整理法第110条第7項において準用する第41条第4項	10			都市計画課	10		
都市計画	84 処分計画の認可(施行者が新住宅市街地開発法第45条第1項に該当する場合)	新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第22条第1項前段	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	85 処分計画の認可(施行者が新住宅市街地開発法第45条第1項に該当する場合を除く。)	新住宅市街地開発法第22条第1項前段	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	86 処分計画の同意(施行者が新住宅市街地開発法第45条第1項に該当する場合を除く。)	新住宅市街地開発法第22条第2項前段	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	87 処分計画の変更の認可(施行者が新住宅市街地開発法第45条第1項に該当する場合)	新住宅市街地開発法第22条第1項後段	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	88 処分計画の変更の認可(施行者が新住宅市街地開発法第45条第1項に該当する場合を除く。)	新住宅市街地開発法第22条第1項後段	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	89 処分計画の変更の同意(施行者が新住宅市街地開発法第45条第1項に該当する場合を除く。)	新住宅市街地開発法第22条第2項後段	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	90 造成宅地等の権利の設定又は移転の承認	新住宅市街地開発法第32条第1項	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター	10		
都市計画	91 新住宅市街地開発事業が施行された旨を表示した標識の移転等の承諾	新住宅市街地開発法第34条第4項	5			広域振興局土木部又は土木部土木センター	5		
都市計画	92 施行計画の認可	新住宅市街地開発法第46条前段	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	93 施行計画の変更の認可	新住宅市街地開発法第46条後段	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	94 市街地再開発促進区域内の建築の許可	都市再開発法(昭和44年法律第38号)第7条の4第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	95 市街地再開発事業の施行の認可	都市再開発法第7条の9第1項	40	市町村(6日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(4日)	10	都市計画課	20	市町村	10
都市計画	96 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	都市再開発法第7条の16第1項	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	97 一人施行が数人の共同施行に変更された場合の規約の認可	都市再開発法第7条の17第4項	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	98 審査委員の選任の承認	都市再開発法第7条の19第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	99 個人施行の第一種市街地再開発事業の終了の認可	都市再開発法第7条の20第1項	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	100 市街地再開発組合設立の認可	都市再開発法第11条第1項	55	市町村	5	都市計画課	40	市町村	10
都市計画	101 事業計画の決定に先立つ市街地再開発組合設立の認可	都市再開発法第11条第2項	55	市町村	5	都市計画課	40	市町村	10
都市計画	102 事業計画の決定の認可	都市再開発法第11条第3項	55	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40	市町村	10
都市計画	103 定款又は事業計画変更の認可	都市再開発法第38条第1項	45	市町村	5	都市計画課	40		
都市計画	104 賦課金等の滞納処分の認可	都市再開発法第41条第3項	25	市町村	5	都市計画課	20		
都市計画	105 組合解散の認可	都市再開発法第45条第4項	25	市町村	5	都市計画課	20		
都市計画	106 決算報告書の承認	都市再開発法第49条	25	市町村	5	都市計画課	20		
都市計画	107 再開発会社による市街地再開発事業の施行の認可	都市再開発法第50条の2第1項	40	市町村(6日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(4日)	10	都市計画課	20	市町村	10

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
都市計画	108 再開発会社の規程又は事業計画の変更の認可	都市再開発法第50条の9	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	109 再開発会社の合併若しくは分割又は事業の譲渡及び譲受	都市再開発法第50条の12第1項	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	110 再開発会社の審査委員の選任の承認	都市再開発法第50条の14第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	111 再開発会社による市街地再開発事業の終了の認可	都市再開発法第50条の15第1項	30	市町村(6日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(4日)	10	都市計画課	20		
都市計画	112 事業計画の設計の概要の認可	都市再開発法第51条第1項	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	113 事業計画の設計の概要の変更の認可	都市再開発法第56条において準用する第51条第1項後段	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	114 施行規程及び事業計画の認可	都市再開発法第58条第1項前段	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	115 施行規程及び事業計画の変更の認可	都市再開発法第58条第1項後段	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	116 土地の立入の許可	都市再開発法第60条第1項ただし書	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	117 建築物その他の工作物立入の許可	都市再開発法第60条第2項において準用する第60条第1項	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	118 土地の試掘等の許可	都市再開発法第61条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	119 建築行為等の許可	都市再開発法第66条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20	施行者	10
都市計画	120 土地の形質の変更等の承認	都市再開発法第66条第7項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20	施行者	10
都市計画	121 施行地区内の権利の処分の承認	都市再開発法第70条第2項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	122 権利変換計画の認可	都市再開発法第72条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	123 権利変換計画の変更の認可	都市再開発法第72条第4項において準用する同条第1項後段	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	124 特定建築者の決定の承認	都市再開発法第99条の3第3項	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	125 建築計画変更の承認	都市再開発法第99条の7	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	126 特定建築者の取消しの承認	都市再開発法第99条の8第5項において準用する第99条の3第3項	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	127 清算金等の滞納処分の認可	都市再開発法第106条第6項において準用する第41条第3項	25	市町村	5	都市計画課	20		
都市計画	128 債務の弁済に関する計画の承認	都市再開発法第117条第3項	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	129 施行地区内の土地等の処分の承認	都市再開発法第118条の3第1項	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	130 譲受け希望の申出等の撤回の同意	都市再開発法第118条の5第1項	15	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	10		
都市計画	131 管理処分計画の認可	都市再開発法第118条の6第1項後段	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	132 管理処分計画の変更の認可	都市再開発法第118条の6第4項において準用する同条第1項後段	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	133 再開発事業の計画の認定	都市再開発法第129条の2第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	134 再開発事業の計画の変更の認定	都市再開発法第129条の5第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	135 再開発事業認定事業者の地位の承継の承認	都市再開発法第129条の7	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	136 管理規約の認可	都市再開発法第133条第1項	20	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	15		
都市計画	137 審査委員解任の承認	都市再開発法施行令(昭和44年政令第232号)第4条の2第3項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
都市計画	138 再開発会社が選任する審査委員解任の承認	都市再開発法施行令第22条の3において準用する第4条の2第3項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	139 土地の試掘等の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第6条第1項	20			都市計画課	20		
都市計画	140 公園施設の設置又は管理の許可	都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条第1項前段	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	141 公園施設の設置又は管理の変更の許可	都市公園法第5条第1項後段	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	142 都市公園の占用の許可	都市公園法第6条第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	143 都市公園の占用の変更の許可	都市公園法第6条第3項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	144 予定公園施設の設置又は管理の許可	都市公園法第33条第4項において準用する第5条第1項前段	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	145 予定公園施設の設置又は管理の変更の許可	都市公園法第33条第4項において準用する第5条第1項後段	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	146 公園予定区域の占用の許可	都市公園法第33条第4項において準用する第6条第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	147 公園予定区域の占用の変更の許可	都市公園法第33条第4項において準用する第6条第3項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	148 県立都市公園内における行為の許可	県立都市公園条例(昭和41年岩手県条例第15号)第3条第1項	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター	10		
都市計画	149 県立都市公園内における行為の変更の許可	県立都市公園条例第3条第3項	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター	10		
都市計画	150 有料公園施設の使用の許可	県立都市公園条例第7条第2項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
都市計画	151 使用料の免除	県立都市公園条例第14条	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター	10		
都市計画	152 公園予定区域内における行為の許可	県立都市公園条例第16条において準用する第3条第1項	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター	10		
都市計画	153 公園予定区域内における行為の変更の許可	県立都市公園条例第16条において準用する第3条第3項	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター	10		
都市計画	154 予定公園施設の使用の許可	県立都市公園条例第16条において準用する第7条第2項	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター	10		
都市計画	155 公園予定区域及び予定公園施設の使用料の免除	県立都市公園条例第16条において準用する第14条	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター	10		
都市計画	156 特別緑地保全地区内の建築行為等の許可	都市緑地法(昭和48年法律第72号)第14条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	20		
都市計画	157 屋外広告物の表示の許可(屋外広告物条例(昭和46年岩手県条例第44号)第7条の2の規定に基づき岩手県景観形成審議会の議を経るものに限る。)	屋外広告物条例第5条第3項	105	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40	岩手県景観形成審議会	60
都市計画	158 屋外広告物の表示の許可(屋外広告物条例施行規則(昭和47年岩手県規則第41号)第5条の2第2項第1号の規定に基づき関係市町村の意見を聴くものに限る。)	屋外広告物条例第5条第3項	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター	40	市町村	20
都市計画	159 屋外広告物の表示の許可(屋外広告物条例第7条の2の規定に基づき岩手県景観形成審議会の議を経るもの及び屋外広告物条例施行規則第5条の2第2項第1号の規定に基づき関係市町村の意見を聴くものを除く。)	屋外広告物条例第5条第3項	7			広域振興局土木部又は土木部土木センター	7		
都市計画	160 屋外広告物等の表示等の許可(屋外広告物条例第7条の2の規定に基づき岩手県景観形成審議会の議を経るものに限る。)	屋外広告物条例第6条第1項	105	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40	岩手県景観形成審議会	60
都市計画	161 屋外広告物等の表示等の許可(屋外広告物条例施行規則第5条の4第3項において準用する第5条の2第2項第1号の規定に基づき関係市町村の意見を聴くものに限る。)	屋外広告物条例第6条第1項	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター	40	市町村	20

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
					経由日数				
都市計画	162 屋外広告物等の表示等の許可(屋外広告物条例第7条の2の規定に基づき岩手県景観形成審議会の議を経るもの及び屋外広告物条例施行規則第5条の4第3項において準用する第5条の2第2項第1号の規定に基づき関係市町村の意見を聴くものを除く。)	屋外広告物条例第6条第1項	7			広域振興局土木部又は土木部土木センター	7		
都市計画	163 屋外広告物等の表示等の許可の期間の更新の許可	屋外広告物条例第8条第3項	5			広域振興局土木部又は土木部土木センター	5		
都市計画	164 屋外広告物等の変更等の許可	屋外広告物条例第9条第1項	5			広域振興局土木部又は土木部土木センター	5		
都市計画	165 屋外広告物の登録	屋外広告物条例第17条第1項	10			都市計画課	10		
都市計画	166 講習会修了者と同等以上の知識を有する者としての認定	屋外広告物条例第28条第1項第5号	20			都市計画課	20		
土地	1 事業の準備のための立入りの許可	土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項	14			県土整備企画室	14		
土地	2 障害物の伐除及び土地の試掘等の許可	土地収用法第14条第1項	30			県土整備企画室	30		
土地	3 事業の認定	土地収用法第16条(第138条第1項において準用する場合を含む。)	45			県土整備企画室	45		
土地	4 土地の形質変更等の許可	土地収用法第28条の3第1項(第138条第1項において準用する場合を含む。)	14			県土整備企画室	14		
土地	5 工作物新築等の承認	土地収用法第89条第1項(第138条第1項において準用する場合を含む。)	14			県土整備企画室	14		
土地	6 土地の売買希望の協議に対する通知	公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第6条第1項	21	市町村	3	広域振興局土木部(沿岸広域振興局土木部を除く。) 又は土木部土木センター(宮古及び大船渡土木センターに限る。)	13	市町村	5
土地	7 特定所有者不明土地への立入り等の許可	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成30年法律第49号)第6条	14			県土整備企画室	14		
土地	8 障害物の伐採等の許可	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第7条	30			県土整備企画室	30		
道路	1 道路管理者以外の者が行う工事の設計及び実施計画の承認	道路法(昭和27年法律第180号)第24条	25			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15	警察署	10
道路	2 道路の占用の許可	道路法第32条第1項	30	警察署への提出も認められる。	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター	15	警察署	10
道路	3 道路の占有の変更の許可	道路法第32条第3項	22	警察署への提出も認められる。	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター	7	警察署	10
道路	4 特殊車両の通行許可	道路法第47条の2第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	10	他の道路管理者	10
道路	5 道路等と自動車専用道路との連結又は交差に関する許可	道路法第48条の5第1項	40	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	道路環境課	25	警察署	10
道路	6 道路等と自動車専用道路との連結又は交差に関する変更の許可	道路法第48条の5第3項	40	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	道路環境課	25	警察署	10
道路	7 自動車専用道路と連結する施設の譲渡の承認	道路法第48条の9	20	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	道路環境課	15		
道路	8 道路予定区域内における新築等の許可	道路法第91条第1項	25			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15	警察署	10
道路	9 道路予定区域における占用許可	道路法第91条第2項において準用する同法第32条第1項	30	警察署への提出も認められる。	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター	15	警察署	10
道路	10 道路予定区域における占有の変更許可	道路法第91条第2項において準用する同法第32条第3項	22	警察署への提出も認められる。	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター	7	警察署	10
道路	11 共同溝の占有の許可に基づく権利及び義務の譲渡の認可	共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和38年法律第81号)第17条	20	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	道路環境課	15		
道路	12 占用予定者であった者以外の者による電線共同溝の占有の許可	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第11条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
道路	13 電線共同溝の占用の変更許可	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第12条第1項	7			広域振興局土木部又は土木部土木センター	7		
道路	14 電線共同溝の占用の許可に基づく権利の譲渡の承認	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第15条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
道路	15 特殊車両の通行認定	車両制限令(昭和36年政令第265号)第12条	15	他の道路管理者	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター	10		
道路	16 道路の占用の許可に基づく権利の譲渡の承認	道路法施行細則(昭和48年岩手県規則第37号)第5条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	1 河川管理者以外の者が施行する工事等の承認	河川法(昭和39年法律第167号)第20条	30	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	25		
河川・水利	2 流水占用の許可(広域振興局長への委任事項に限る。)	河川法第23条	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	3 流水占用の許可(広域振興局長への委任事項を除く。)	河川法第23条	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	40		
河川・水利	4 流水占用の登録	河川法第23条の2	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	40		
河川・水利	5 土地の占用の許可(広域振興局長への委任事項に限る。)	河川法第24条	25			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15	市町村	10
河川・水利	6 土地の占用の許可(広域振興局長への委任事項を除く。)	河川法第24条	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	30	市町村	10
河川・水利	7 土石等の採取の許可	河川法第25条	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	8 工作物の新築等の許可(広域振興局長への委任事項に限る。)	河川法第26条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	9 工作物の新築等の許可(広域振興局長への委任事項を除く。)	河川法第26条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	30		
河川・水利	10 土地の掘削等の許可	河川法第27条第1項	25			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15	市町村	10
河川・水利	11 許可工作物の完成検査(広域振興局長への委任事項に限る。)	河川法第30条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	12 許可工作物の完成検査(広域振興局長への委任事項を除く。)	河川法第30条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	13 許可工作物の完成前の一使用の承認	河川法第30条第2項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	14 ダム操作規程の承認	河川法第47条第1項前段	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	15 ダム操作規程の変更の承認	河川法第47条第1項後段	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	16 河川保全区域における行為の許可(広域振興局長への委任事項に限る。)	河川法第55条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	17 河川保全区域における行為の許可(広域振興局長への委任事項を除く。)	河川法第55条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	18 河川予定地における行為の許可(広域振興局長への委任事項に限る。)	河川法第57条第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
河川・水利	19 河川予定地における行為の許可(広域振興局長への委任事項を除く。)	河川法第57条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	20 一級河川における竹木の流送の許可(当該流送が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合を除く。)	河川法施行令(昭和40年法律第14号)第16条の3第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	21 一級河川における竹木の流送の許可(当該流送が2以上の広域振興局の所管区域にわたる場合に限る。)	河川法施行令第16条の3第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	22 河川の流水等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可	河川法施行令第16条の8第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	23 公有水面埋立の免許	公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項	170	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	135	国土交通省	30
河川・水利	24 公有水面埋立の免許	公有水面埋立法第2条第1項	165			港湾空港課	135	国土交通省	30
河川・水利	25 出願事項の変更の許可	公有水面埋立法第13条の2第1項	65	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	30	国土交通省	30
河川・水利	26 出願事項の変更の許可	公有水面埋立法第13条の2第1項	60			港湾空港課	30	国土交通省	30

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
河川・水利	27 他人の土地に対する立入り又は一時使用	公有水面埋立法第14条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	28 他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	公有水面埋立法第14条第1項	20			港湾空港課	20		
河川・水利	29 他人の土地に対する立入り又は一時使用の許可	公有水面埋立法第14条第4項において準用する同条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	30 他人の土地に対する立入り又は一時使用	公有水面埋立法第14条第4項において準用する同条第1項	20			港湾空港課	20		
河川・水利	31 埋立権の譲渡の許可	公有水面埋立法第16条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	30		
河川・水利	32 埋立権の譲渡の許可	公有水面埋立法第16条第1項	30			港湾空港課	30		
河川・水利	33 しゅん功の認可	公有水面埋立法第22条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	30		
河川・水利	34 しゅん功の認可	公有水面埋立法第22条第1項	30			港湾空港課	30		
河川・水利	35 しゅん功の認可告示前の埋立地における工作物設置の許可	公有水面埋立法第23条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	30		
河川・水利	36 しゅん功の認可告示前の埋立地における工作物設置の許可	公有水面埋立法第23条第1項	30			港湾空港課	30		
河川・水利	37 埋立地に関する処分の許可	公有水面埋立法第27条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	30		
河川・水利	38 埋立地に関する処分の許可	公有水面埋立法第27条第1項	30			港湾空港課	30		
河川・水利	39 埋立地の用途変更の許可	公有水面埋立法第29条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	40 埋立地の用途変更の許可	公有水面埋立法第29条第1項	20			港湾空港課	20		
河川・水利	41 失効した免許の効力復活処分	公有水面埋立法第34条第1項	95	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	90		
河川・水利	42 失効した免許の効力復活処分	公有水面埋立法第34条第1項	90			港湾空港課	90		
河川・水利	43 原状回復義務の免除	公有水面埋立法第35条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	44 原状回復義務の免除	公有水面埋立法第35条第1項	20			港湾空港課	20		
河川・水利	45 免許告示後の施設についての損害補償等の請求可能な公有水面利用施設の設置許可	公有水面埋立法施行令(大正11年勅令第194号)第8条ただし書	30			河川課	30		
河川・水利	46 免許告示後の施設についての損害補償等の請求可能な公有水面利用施設の設置許可	公有水面埋立法施行令第8条ただし書	30			港湾空港課	30		
河川・水利	47 権利の譲渡の承認(広域振興局長への委任事項に限る。)	河川法第34条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
河川・水利	48 権利の譲渡の承認(広域振興局長への委任事項を除く。)	河川法第34条第1項	20	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	15		
河川・水利	49 河川保全立体区域における行為の制限	河川法第58条の4第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
河川・水利	50 河川予定立体区域における行為の制限	河川法第58条の6第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
海岸	1 海岸保全区域の占用の許可(仮設的なもの以外のものを新たに設ける場合を除く。)	海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
海岸	2 海岸保全区域の占用の許可(仮設的なもの以外のものを新たに設ける場合に限る。)	海岸法第7条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	30		
海岸	3 海岸保全区域内における行為の許可(広域振興局長委任事項に限る。)	海岸法第8条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
海岸	4 海岸保全区域内における行為の許可(広域振興局長委任事項を除く。)	海岸法第8条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		
海岸	5 海岸管理者以外の者の施行する工事の承認	海岸法第13条第1項	25	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	河川課	20		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
災害対策	1 砂防設備の使用の許可	砂防法施行条例(平成11年岩手県条例第73号)第4条第1項	21			広域振興局土木部又は土木部土木センター	21		
災害対策	2 砂防指定地内での一定行為の禁止行為の許可	砂防法施行条例第5条第1項	21			広域振興局土木部又は土木部土木センター	21		
災害対策	3 国土交通大臣又は知事以外の者の施行する地すべり防止工事の承認	地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第11条第1項	42			広域振興局土木部又は土木部土木センター	42		
災害対策	4 地すべり防止区域内の行為の許可	地すべり等防止法第18条第1項	42			広域振興局土木部又は土木部土木センター	42		
災害対策	5 急傾斜地崩壊危険区域内の行為の許可	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第7条第1項	14			広域振興局土木部又は土木部土木センター	14		
災害対策	6 特別警戒区域内における特定開発行為の許可	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第10条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター	30		
災害対策	7 特別警戒区域内における特定開発行為の変更の許可	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第17条第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
災害対策	8 特別警戒区域内における対策工事等完了の検査	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第18条第2項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター	15		
災害対策	9 特定開発行為に関する地位の承継の承認	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成19年岩手県規則第34号)第12条第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター	20		
住宅・建築	1 住宅改良地区内の建築行為等の許可	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第9条第1項	10			建築住宅課	10		
住宅・建築	2 試掘等の許可	住宅地区改良法第21条第1項	20			建築住宅課	20		
住宅・建築	3 特定優良賃貸住宅の供給計画の設定	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)第2条第1項	27	市町村	7	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	4 特定優良賃貸住宅の供給計画の変更の確認	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第5条第1項	27	市町村	7	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	5 認定事業者の地位の承継の承認	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第9条	27	市町村	7	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	6 サービス付高齢者向け住宅事業の登録	高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		
住宅・建築	7 サービス付高齢者向け住宅事業の登録事項の更新	高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第2項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		
住宅・建築	8 サービス付高齢者向け住宅事業の登録事項の変更の登録	高齢者の居住の安定確保に関する法律第9条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		
住宅・建築	9 指定登録機関の指定	高齢者の居住の安定確保に関する法律第28条第2項	30			建築住宅課	30		
住宅・建築	10 指定登録機関の登録事務規程の認可	高齢者の居住の安定確保に関する法律第33条第1項	30			建築住宅課	30		
住宅・建築	11 指定登録機関の登録事務の休廃止の許可	高齢者の居住の安定確保に関する法律第37条第1項	30			建築住宅課	30		
住宅・建築	12 終身建物賃貸借事業の認可	高齢者の居住の安定確保に関する法律第52条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
住宅・建築	13 終身建物賃貸借事業の変更の認可	高齢者の居住の安定確保に関する法律第56条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		
住宅・建築	14 終身建物賃貸借の解約の承認	高齢者の居住の安定確保に関する法律第59条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		
住宅・建築	15 終身建物賃貸借の認可事業者の地位の承継の承認	高齢者の居住の安定確保に関する法律第68条第3項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		
住宅・建築	16 マンション建替組合設立の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第9条第1項	66	市町村	6	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	60		
住宅・建築	17 マンション建替組合の定款又は事業計画の変更の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第34条第1項	66	市町村	6	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	60		
住宅・建築	18 マンション建替組合解散の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第38条第4項	21	市町村	6	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	15		
住宅・建築	19 決算報告書の承認	マンションの再生等の円滑化に関する法律第42条	10			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	10		
住宅・建築	20 個人施行のマンション建替事業の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第45条第1項	36	市町村	6	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		
住宅・建築	21 基準若しくは規約又は事業計画の変更の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第50条第1項	36	市町村	6	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		
住宅・建築	22 一人施行が数人の共同施行に変更された場合の規約の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第51条第3項	26	市町村	6	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	23 審査委員選任の承認	マンションの再生等の円滑化に関する法律第53条第1項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	24 個人施行の廃止又は終了の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第54条第1項	16	市町村	6	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	10		
住宅・建築	25 権利変換計画の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第57条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	30		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
住宅・建築	26 管理規約の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第94条第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	15		
住宅・建築	27 管理規約の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第94条第3項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	15		
住宅・建築	28 除却等計画の認定	マンションの再生等の円滑化に関する法律第104条	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	29 除却等計画の変更の認定	マンションの再生等の円滑化に関する法律第106条第1項	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	30 設立の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第113条第1項	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	31 定款又は資金計画の変更の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第134条第1項	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	32 解散の認可又は設立の認可の取り消し	マンションの再生等の円滑化に関する法律第137条第4項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	33 分配金取得計画の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第141条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	34 分配金取得計画の変更の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第145条において準用する第141条第1項後段	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	35 設立の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の6第1項	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	36 定款又は資金計画の変更の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の27第1項	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	37 解散の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の30第4項	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経路		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経路	日数				
住宅・建築	38 補償金支払計画の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の34第1項	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	39 補償金支払計画の変更の認可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の38	60			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	40 除却等の許可	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の56第1項	76	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	6	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	41 国宝等に指定された建築物を再現する際の法律の適用除外の認定	建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項第4号	54	市町村	4	建築住宅課	30	岩手県建築審査会	20
住宅・建築	42 建築確認	建築基準法第6条第1項	法令35	市町村		広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)		消防署等	
住宅・建築	43 建築物に関する完了検査	建築基準法第7条第1項	法令7			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	44 建築物に関する中間検査	建築基準法第7条の3第1項	法令4			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	45 建築物に関する仮使用に係る認定	建築基準法第7条の6第1項第1号又は第2号	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7
住宅・建築	46 建築物に関する仮使用に係る認定	建築基準法第18条第38項第1号又は第2号	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7
住宅・建築	47 建築物の敷地が道路に接していない場合の特例認定	建築基準法第43条第2項第1号	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	48 建築物の敷地が道路に接していない場合の特例許可	建築基準法第43条第2項第2号	70	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	20	岩手県建築審査会及び消防署等	40
住宅・建築	49 道路内における建築許可	建築基準法第44条第1項第2号	70	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	20	岩手県建築審査会及び消防署等	40

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
住宅・建築	50 自動車専用道路等内の建築制限の認定	建築基準法第44条第1項第3号	64	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20	道路管理者等	40
住宅・建築	51 道路内の建築許可	建築基準法第44条第1項第4号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	52 壁面線を越えての建築許可	建築基準法第47条ただし書	60	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	25	岩手県建築審査及び消防署	25
住宅・建築	53 第一種低層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第1項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	54 第二種低層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第2項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	55 第一種中高層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第3項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	56 第二種中高層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第4項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	57 第一種住居地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第5項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	58 第二種住居地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第6項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	59 準住居地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第7項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	60 田園住居地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第8項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	61 近隣商業地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第9項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	協議機関		協議日数
				経由日数	経由日数		協議日数	協議日数	
住宅・建築	62 商業地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第10項ただし書	90	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	63 準工業地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第11項ただし書	90	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	64 工業地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第12項ただし書	90	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	65 工業専用地域内において建築できない用途に供する建築物の建築の特例許可	建築基準法第48条第13項ただし書	90	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	66 用途指定の無い区域において建築してはならない用途に供する建築物の特例許可	建築基準法第48条第14項ただし書	90	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	67 建築基準法第48条ただし書の特例許可を受けた建築物で増築等をする場合の特例許可	建築基準法第48条第16項第1号	47	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	消防署等	7
住宅・建築	68 建築してはならない用途に供する建築物で日常生活に必要であり住居環境の悪化防止措置が講じられた建築物に係る特例許可	建築基準法第48条第16項第2号	47	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	消防署等	7
住宅・建築	69 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可	建築基準法第51条	80	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県都市計画地方審議会	40
住宅・建築	70 建築物のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備を設ける場合における容積率に関する特例認定	建築基準法第52条第6項第3号	24	4	市町村	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	71 計画道路の存する場所における容積率制限の特例許可	建築基準法第52条第10項	80	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	72 前面道路の境界線から後退して壁面線の指定がある場合における容積率制限の特例の許可	建築基準法第52条第11項	80	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	73 機械室の割合が著しく大きい場合等における容積率制限の特例許可	建築基準法第52条第14項	80	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	
								協議機関	協議日数
住宅・建築	74 壁面線の指定をした場合等における建築物の建蔽率制限の緩和の許可	建築基準法第53条第5項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署等	40
住宅・建築	75 建築物の建蔽率制限の緩和の許可	建築基準法第53条第6項第3号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	76 最低敷地面積制限の特例許可	建築基準法第53条の2第1項第3号(第57条の5第3項において準用する場合を含む。)	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	77 最低敷地面積制限の特例許可	建築基準法第53条の2第1項第4号(第57条の5第3項において準用する場合を含む。)	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	78 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内における建築物の高さの制限の緩和の認定	建築基準法第55条第2項	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	79 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内における建築物の高さの限度を超える許可	建築基準法第55条第3項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	80 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域内における建築物の高さの限度を超える許可	建築基準法第55条第4項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	81 日影による中高層の建築物の高さ制限の例外許可	建築基準法第56条の2第1項ただし書	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	82 高架内等に設ける建築物等に対する高さ制限の認定	建築基準法第57条第1項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	83 特例容積率適用地区内における建築物の容積率の特例指定	建築基準法第57条の2第1項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	84 特例容積率適用地区内における建築物の高さの例外許可	建築基準法第57条の4第1項ただし書	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	85 高度地区内における建築物の高さの例外許可	建築基準法第58条第2項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	
								協議機関	協議日数
住宅・建築	86 高度利用地区内における容積率制限等に係る例外許可	建築基準法第59条第1項第3号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	87 高度利用地区内における壁面線を越えての許可	建築基準法第59条第2項ただし書	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	88 高度利用地区内における道路斜線制限の例外許可	建築基準法第59条第4項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	89 敷地内に広い空地を有する建築物の特例許可	建築基準法第59条の2第1項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	90 都市再生特別地区における建築物の高さ制限の許可	建築基準法第60条の2第1項第3号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	91 都市再生特別地区における壁面線を越えての許可	建築基準法第60条の2第2項ただし書	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	92 特定防災街区整備地区における敷地面積の最低限度の許可	建築基準法第67条第3項第2号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	93 特定防災街区整備地区における壁面線を越えての許可	建築基準法第67条第5項第2号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	94 特定防災街区整備地区における防災都市計画施設の開口率及び高さの最低限度の許可	建築基準法第67条第9項第2号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	95 特定防災街区整備地区における防災都市計画施設の高さの最低限度より低い部分の防火上有効な構造の許可	建築基準法第67条第9項第2号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	96 特定防災街区整備地区における防災都市計画施設の開口率及び高さの算定に関する許可	建築基準法第67条第9項第2号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40
住宅・建築	97 景観地区における建築物の高さの最高限度及び最小限度に関する許可	建築基準法第68条第1項第2号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	40

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
住宅・建築	98 景観地区における壁面線を越えての許可	建築基準法第68条第2項第2号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	99 景観地区における敷地面積の最低限度に関する許可	建築基準法第68条第3項第2号	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	100 再開発等促進区等の区域内における容積率制限の緩和の認定	建築基準法第68条の3第1項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	101 再開発等促進区等の区域内における建蔽率制限の緩和の認定	建築基準法第68条の3第2項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	102 再開発等促進区等の区域内における建築物の高さ制限の緩和の認定	建築基準法第68条の3第3項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	103 再開発等促進区等の区域内における建築物の各部分の高さ制限の緩和の許可	建築基準法第68条の3第4項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	104 開発整備促進区の区域内における用途制限の緩和の認定	建築基準法第68条の3第7項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	105 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域内における容積率制限の特例の認定	建築基準法第68条の4第1項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	106 地区計画等の区域内における各部分の高さ制限の緩和の許可	建築基準法第68条の5の3第2項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	107 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における容積率制限の特例の認定	建築基準法第68条の5の5第1項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	108 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さ制限の特例の認定	建築基準法第68条の5の5第2項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	109 地区計画等の区域内における建蔽率制限の緩和の認定	建築基準法第68条の5の6	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	110 地区計画等の予定道路を前面道路とみなして容積率を適用する特例許可	建築基準法第68条の7第5項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
住宅・建築	111 建築協定の認可	建築基準法第70条第1項	96	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	66	建築住宅課	30		
住宅・建築	112 建築協定の変更の認可	建築基準法第74条第1項	96	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	66	建築住宅課	30		
住宅・建築	113 一人で定める建築協定の変更の認可	建築基準法第76条の3第6項	96	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	66	建築住宅課	30		
住宅・建築	114 建築協定の廃止の認可	建築基準法第76条第1項	40	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30		
住宅・建築	115 一人で定める建築協定の廃止の認可	建築基準法第76条の3第6項	40	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30		
住宅・建築	116 一人で定める建築協定の認可	建築基準法第76条の3第2項	96	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	66	建築住宅課	30		
住宅・建築	117 応急仮設建築物の存続の許可	建築基準法第85条第3項	16	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	5	消防署	7
住宅・建築	118 建築審査会の同意が不要な場合における応急仮設建築物の存続期間の延長の許可	建築基準法第85条第5項及び第8項ただし書	16	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	5	消防署	7
住宅・建築	119 建築審査会の同意が必要な場合における応急仮設建築物の存続期間の延長の許可	建築基準法第85条第5項及び第8項本文	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署等	40
住宅・建築	120 仮設興行場等の建築の許可	建築基準法第85条第6項	26	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	15	消防署	7
住宅・建築	121 仮設興行場等の建築の許可	建築基準法第85条第7項	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署等	40
住宅・建築	122 1の敷地内にあるものとみなされる建築物に関する特例の認定	建築基準法第86条第1項	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
住宅・建築	123 既存建築物を前提とする1の敷地内にあるとみなされる建築物に関する特例の認定	建築基準法第86条第2項	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7
住宅・建築	124 1の敷地内にあるとみなされる建築物に関する特例の許可	建築基準法第86条第3項	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	40	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	125 既存建築物を前提とする1の敷地内にあるとみなされる建築物に関する特例の許可	建築基準法第86条第4項	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	40	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	126 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	建築基準法第86条の2第1項	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7
住宅・建築	127 公告認定対象区域内の既存建築物を前提とする1の敷地内にあるとみなされる建築物に関する特例の許可	建築基準法第86条の2第2項	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	40	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	128 公告許可対象区域内の既存建築物を前提とする1の敷地内にあるとみなされる建築物に関する特例の許可	建築基準法第86条の2第3項	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	40	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	129 1の敷地内にあるとみなされる建築物に対する特例の認定の取消し	建築基準法第86条の5第2項	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7
住宅・建築	130 1の敷地内にあるとみなされる建築物に関する特例の許可の取消し	建築基準法第86条の5第3項	31	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	11	建築住宅課	13	消防署	7
住宅・建築	131 総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例に係る認定	建築基準法第86の6条第2項	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7
住宅・建築	132 既存不適格建築物の段階改修に係る全体計画の認定	建築基準法第86条の8第1項	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7
住宅・建築	133 既存不適格建築物の段階改修に係る全体計画変更の認定	建築基準法第86条の8第3項	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7
住宅・建築	134 建築物の用途変更における建築確認	建築基準法第87条第1項において準用する第6条第1項	法令35	市町村		広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	
								協議機関	協議日数
住宅・建築	135 第一種低層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第1項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	136 第二種低層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第2項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	137 第一種中高層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第3項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	138 第二種中高層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第4項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	139 第一種住居地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第5項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	140 第二種住居地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第6項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	141 準住居地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第7項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	142 田園住居地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第8項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	143 近隣商業地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第9項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	144 商業地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第10項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	145 準工業地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第11項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	146 工業地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第12項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
住宅・建築	147 工業専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第13項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	148 用途地域以外の区域において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第2項において準用する第48条第14項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	149 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の用途変更許可	建築基準法第87条第2項において準用する第51条ただし書	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県都市計画地方審議会	40
住宅・建築	150 第一種低層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第1項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	151 第二種低層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第2項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	152 第一種中高層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第3項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	153 第二種中高層住居専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第4項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	154 第一種住居地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第5項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	155 第二種住居地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第6項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	156 準住居地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第7項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	157 田園住居地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第8項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50
住宅・建築	158 近隣商業地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第9項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査及び消防署	50

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
住宅・建築	159 商業地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第10項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	160 準工業地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第11項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	161 工業地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第12項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	162 工業専用地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第13項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	163 用途地域以外の地域内において建築できない用途に供する建築への用途変更の許可	建築基準法第87条第3項において準用する第48条第14項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	164 卸売市場等の用途に供する特殊建築物の用途変更許可	建築基準法第87条第3項において準用する第51条ただし書	80	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県都市計画地方審議会	40
住宅・建築	165 既存の建築物の2以上の工事に分けた用途変更に係る全体計画の認定	建築基準法第87条の2第1項及び第2項	25	市町村	5	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7
住宅・建築	166 建築設備の確認	建築基準法第87条の4において準用する第6条第1項	法令7	市町村		広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)		消防署	
住宅・建築	167 建築設備に関する検査	建築基準法第87条の4において準用する第7条第1項	法令7			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	168 建築設備に関する仮使用に係る認定	建築基準法第87条の4において準用する第7条の6第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	15		
住宅・建築	169 既存の建築物の用途を変更して一時的に災害救助用建築物等として使用する場合の特例の許可	建築基準法第87条の3第4項	16	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	5	消防署等	7
住宅・建築	170 建築審査会の同意が不要な場合における災害救助用建築物等の使用期間の延長の許可	建築基準法第87条の3第5項及び第8項ただし書	16	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	5	消防署	7

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	
				経由日数				協議日数	
住宅・建築	171 建築審査会の同意が必要な場合における災害救助用建築物等の使用期間の延長の許可	建築基準法第87条の3第5項及び第8項本文	80	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署等	40
住宅・建築	172 既存の建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の特例の許可	建築基準法第87条の3第6項	26	4	市町村	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	15	消防署等	7
住宅・建築	173 既存の建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として1年を超えて使用する場合の特例の許可	建築基準法第87条の3第7項	80	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署等	40
住宅・建築	174 煙突等の工作物及び昇降機等の確認(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第138条第2項に該当するものを除く。)	建築基準法第88条第1項において準用する第6条第1項	法令7		市町村	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)		消防署	
住宅・建築	175 煙突等の工作物及び昇降機等の確認(建築基準法施行令第138条第2項に該当するものに限る。)	建築基準法第88条第1項において準用する第6条第1項	法令35		市町村	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)		消防署	
住宅・建築	176 煙突等の工作物及び昇降機等の検査	建築基準法第88条第1項において準用する第7条第1項	法令7			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	177 昇降機等に関する仮使用に係る認定	建築基準法第88条第1項において準用する第7条の6第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	15		
住宅・建築	178 製造施設等の工作物の確認	建築基準法第88条第2項において準用する第6条第1項	法令35		市町村	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)		消防署	
住宅・建築	179 製造施設等の工作物に関する検査	建築基準法第88条第2項において準用する第7条第1項	法令7			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)			
住宅・建築	180 製造施設等の工作物に関する仮使用に係る認定	建築基準法第88条第2項において準用する第7条の6第1項	15			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	15		
住宅・建築	181 第一種低層住居専用地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第1項ただし書	90	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	182 第二種低層住居専用地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第2項ただし書	90	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	183 第一種中高層住居専用地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第3項ただし書	90	10	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
住宅・建築	184 第二種中高層住居専用地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第4項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	185 第一種住居地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第5項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	186 第二種住居地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第6項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	187 準住居地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第7項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	188 田園住居地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第8項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	189 近隣商業地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第9項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	190 商業地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第10項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	191 準工業地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第11項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	192 工業地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第12項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	193 工業専用地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第13項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	194 用途地域以外の地域内において築造できない製造施設等工作物の特例許可	建築基準法第88条第2項において準用する第48条第14項ただし書	90	市町村(4日)及び広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	10	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	50
住宅・建築	195 防火壁の設置を要しない建築物の外壁及び軒裏の構造に係る建築物の認定	建築基準法施行令第115条の2第1項第4号	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	13	消防署等	7

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
住宅・建築	196 計画道路又は予定道路を前面道路とみなす建築物の認定	建築基準法施行令第131条の2第2項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	197 前面道路の境界線又はその反対側の境界線を壁面線又は当該壁面の位置の制限として定められた限度の線にあるものとみなす建築物の認定	建築基準法施行令第131条の2第3項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	198 既存の建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定	建築基準法施行令第137条の12第11項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	199 既存の建築物の道路内の建築に関する制限の適用除外に係る認定	建築基準法施行令第137条の12第12項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	200 既存の建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定	建築基準法施行令第137条の16第2号	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	201 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	27			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20	消防署等	7
住宅・建築	202 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第22条の2第4項(第5項により読み替えられた第18条第2項において準用する場合を含む。)	27			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20	消防署等	7
住宅・建築	203 既存の特定建築物に設けるエレベーターについての特例の認定	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第23条第1項	27			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20	消防署等	7
住宅・建築	204 開発行為等の許認可を要する道路及び公園等に係る適合証の交付(市街化調整区域又は沿岸広域振興局若しくは県北広域振興局の所管区域内のものに限る。)	ひとにやさしいまちづくり条例(平成19年岩手県条例第74号)第29条第2項	30	市町村(4日)及び広域振興局土木部(6日)	10	都市計画課	20		
住宅・建築	205 開発行為等の許認可を要する道路及び公園等に係る適合証の交付(盛岡広域振興局又は県南広域振興局の所管区域内のものに限る。)	ひとにやさしいまちづくり条例第29条第2項	24	市町村	4	広域振興局土木部	20		
住宅・建築	206 公共的施設(3ヘクタール以上の開発行為等の許認可を要する道路及び公園等を除く。)に係る適合証の交付	ひとにやさしいまちづくり条例第29条第2項	24	市町村	4	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	207 建築物の耐震改修計画の認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第3項(第18条第2項において準用する場合を含む。)	45			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	35	建築主事 消防署等	10
住宅・建築	208 建築物の地震に対する安全性に係る認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項	35			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	35		
住宅・建築	209 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定	建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
					経由日数				
住宅・建築	210 長期優良住宅建築等計画等の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第1項から第7項まで(第8条第2項において準用する場合を含む。)	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	211 長期優良住宅建築等計画等の認定(併願申請)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項(第8条第2項において準用する場合を含む。)	55			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20	建築主事消防署等	法令35
住宅・建築	212 長期優良住宅建築等計画等の地位の承継の承認	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	213 長期優良住宅建築等計画の住宅の容積率の特例の許可	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項	76	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)(6日)	6	建築住宅課	30	岩手県建築審査会及び消防署	40
住宅・建築	214 低炭素建築物新築等計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項(第55条第2項において準用する場合を含む。)	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	215 低炭素建築物新築等計画の認定(併願申請)	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(第55条第2項において準用する場合を含む。)	55			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20	建築主事消防署等	法令35
住宅・建築	216 建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項及び第2項	14			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	14		
住宅・建築	217 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項(第36条第2項において準用する場合を含む。)	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	218 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(併願申請)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項(第36条第2項において準用する場合を含む。)	55			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20	建築主事消防署等	法令35
住宅・建築	219 建築物のエネルギー消費性能に係る認定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第2項	20			広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	20		
住宅・建築	220 二級建築士又は木造建築士試験の受験資格の認定	建築士法(昭和25年法律第202号)第15条第2号	60			建築住宅課	60		
住宅・建築	221 県指定試験機関の指定	建築士法第15条の6第1項	90			建築住宅課	30	岩手県建築士審査会	60
住宅・建築	222 県指定試験機関の試験事務規程の認可	建築士法第15条の6第3項において準用する第10条の9第1項	90			建築住宅課	30	岩手県建築士審査会	60
住宅・建築	223 県指定試験機関の事業計画等の認可	建築士法第15条の6第3項において準用する第10条の10第1項	10			建築住宅課	10		
住宅・建築	224 県指定試験機関の役員を選任及び解任の認可	建築士法第15条の6第3項において準用する第10条の7第1項	10			建築住宅課	10		
住宅・建築	225 県指定試験機関の二級建築士・木造建築士試験事務の休廃止の許可	建築士法第15条の6第3項において準用する第10条の15第1項	30			建築住宅課	30		
住宅・建築	226 県指定登録機関の指定	建築士法第10条の20第1項	60			建築住宅課	60		
住宅・建築	227 県指定登録機関の登録事務規程の認可	建築士法第10条の20第3項において準用する第10条の9第1項	30			建築住宅課	30		
住宅・建築	228 県指定登録機関の事業計画等の認可	建築士法第10条の20第3項において準用する第10条の10第1項	10			建築住宅課	10		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
住宅・建築	229 県指定登録機関の役員の選任及び解任の認可	建築士法第10条の20第3項において準用する第10条の7第1項	10			建築住宅課	10		
住宅・建築	230 県指定登録機関の二級建築士等登録事務の休廃止の許可	建築士法第10条の20第3項において準用する第10条の15第1項	30			建築住宅課	30		
住宅・建築	231 県指定事務所登録機関の指定	建築士法第26条の3第1項	60			建築住宅課	60		
住宅・建築	232 県指定事務所登録機関の登録等事務規程の認可	建築士法第26条の3第3項において準用する第10条の9第1項	30			建築住宅課	30		
住宅・建築	233 県指定事務所登録機関の事業計画等の認可	建築士法第26条の3第3項において準用する第10条の10第1項	10			建築住宅課	10		
住宅・建築	234 県指定事務所登録機関の役員の選任及び解任の認可	建築士法第26条の3第3項において準用する第10条の7第1項	10			建築住宅課	10		
住宅・建築	235 県指定事務所登録機関の事務所登録等事務の休廃止の許可	建築士法第26条の3第3項において準用する第10条の15第1項	30			建築住宅課	30		
住宅・建築	236 宅地建物取引業の免許	宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項	65	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	44	市町村等	14
住宅・建築	237 宅地建物取引業の更新免許	宅地建物取引業法第3条第3項	65	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	44	市町村等	14
住宅・建築	238 宅地建物取引士資格の登録	宅地建物取引業法第18条第1項	51	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	30	市町村等	14
住宅・建築	239 宅地建物取引士資格登録の移転	宅地建物取引業法第19条の2	37	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	30		
住宅・建築	240 宅地建物取引士資格の変更の登録	宅地建物取引業法第20条	37	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	30		
住宅・建築	241 宅地建物取引士証の交付	宅地建物取引業法第22条の2第1項	37	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	30		
住宅・建築	242 宅地建物取引士証の有効期間の更新	宅地建物取引業法第22条の3第1項	37	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	30		
住宅・建築	243 宅地建物取引業者免許証の書換え	宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第4条の2第1項	37	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	30		
住宅・建築	244 宅地建物取引業者免許証の再交付	宅地建物取引業法施行規則第4条の3第1項	37	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	30		
住宅・建築	245 宅地建物取引士証の書換え	宅地建物取引業法施行規則第14条の13第1項	37	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	30		
住宅・建築	246 宅地建物取引士証の再交付	宅地建物取引業法施行規則第14条の15第1項	37	広域振興局土木部又は土木部土木センター(花巻、大船渡及び二戸土木センターに限る。)	7	建築住宅課	30		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関		主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
				経由機関	経由日数				
建設業	1 建設業の許可	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(遠野及び千厩土木センターを除く。)	30		
建設業	2 建設業の許可の更新	建設業法第3条第3項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(遠野及び千厩土木センターを除く。)	30		
建設業	3 建設業の承継の認可	建設業法第17条の2又は第17条の3	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター(遠野及び千厩土木センターを除く。)	30		
建設業	4 解体工事業者の登録	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項	30			建設技術振興課	30		
建設業	5 解体工事業者の登録の更新	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第2項	30			建設技術振興課	30		
景観	1 景観行政団体の協議	景観法(平成16年法律第110号)第98条第2項	45			都市計画課	45		
景観	2 計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置	景観法第14条第1項	135			都市計画課	75	都市計画審議会、景観形成審議会及び市町村	60
景観	3 景観重要建造物の指定	景観法第19条第1項	105	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40	岩手県景観形成審議会及び市町村長	60
景観	4 景観重要建造物の現状変更の許可	景観法第22条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター	30		
景観	5 景観重要樹木の指定	景観法第28条第1項	105	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40	岩手県景観形成審議会及び市町村長	60
景観	6 景観重要樹木の現状変更の許可	景観法第31条第1項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター	30		
景観	7 管理協定の認可	景観法第36条第3項	40			広域振興局土木部又は土木部土木センター	40		
景観	8 管理協定の変更の認可	景観法第40条において準用する第36条第3項	30			広域振興局土木部又は土木部土木センター	30		
景観	9 準景観地区の指定の同意	景観法第74条第4項	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40		
景観	10 景観協定の認可	景観法第83条第1項	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40		
景観	11 建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長の景観協定の認可への協議	景観法第83条第2項	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40		
景観	12 景観協定の変更の認可	景観法第84条第1項	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40		
景観	13 建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長の景観協定の変更の認可への協議	景観法第84条第2項において準用する第83条第2項	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40		
景観	14 景観協定の廃止の認可	景観法第88条第1項	35	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	30		
景観	15 一の所有者による景観協定の認可	景観法第90条第2項	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40		
景観	16 建築主事を置かない市町村である景観行政団体の長の一の所有者による景観協定の認可への協議	景観法第90条第3項において準用する景観法第83条第2項	45	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40		
景観	17 景観整備機構の指定	景観法第92条第1項	20			都市計画課	20		

許認可等標準処理日数一覧表(県土整備部)

区 分	事務の名称	法令	標準処理日数	経由機関	経由日数	主管課等	処理日数	協議機関	協議日数
景観	18 景観資産の登録	岩手の景観の保全と創造に関する条例(平成5年岩手県条例第35号)第18条第1項	105	広域振興局土木部又は土木部土木センター	5	都市計画課	40	岩手県景観形成審議会及び市町村長	60
盛土規制	1 宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項	30			広域振興局土木部	30		
盛土規制	2 特定盛土等規制区域内において行われる特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可	宅地造成及び特定盛土等規制法第30条第1項	30			広域振興局土木部	30		
盛土規制	3 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査(花巻市、奥州市、一関市から都市計画法第29条の許可を得た工事に限る。)	宅地造成及び特定盛土等規制法第18条第1項	34			広域振興局土木部	34		
盛土規制	4 特定盛土等に関する工事の中間検査(花巻市、奥州市、一関市から都市計画法第29条の許可を得た工事に限る。)	宅地造成及び特定盛土等規制法第37条第1項	34			広域振興局土木部	34		

備考1 「経由日数」とは、経由機関の事務所に申請書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に到達する前日までの日数をいう。

2 「処理日数」とは、主管課等の事務所に申請書等が到達した日から起算し、当該申請に係る許認可等の文書を発送するまでの日数をいう。ただし、協議機関の協議日数を除く。

3 「協議日数」とは、協議機関の事務所に協議書等が到達した日から起算し、主管課等の事務所に当該協議書に対する回答書が到達するまでの日数をいう。

4 標準処理日数欄に「法令」と表示されている日数の期間については、同じ項の法令欄に掲げる法令に定める算定方法によるものである。